

自立援助ホーム「海北ホーム」での生活について

1.このホームは地域の中にあり、地域の皆さんに支えられて運営されています。社会の一員としての自覚をもち、ルールを守りましょう。

- ・ホーム内、地域、職場あらゆるところで挨拶をしましょう。
- ・地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・出勤、帰宅時、音楽鑑賞、洗濯、話し声等近所への迷惑を考えましょう。

2.起床

- ・朝食時間(7時)までに出勤の準備を整えて、自主的に起床しましょう。
- ・正しい生活習慣を身に着けることが、社会自立の「はじめの一歩」です。

3.就労

・仕事へは、病気等特別な理由がない限りは、出勤しましょう。自分の仕事に責任を持ちましょう。悩みがあれば即、職員に相談してください。

- ・就労の意欲がなく、その努力がない者は、退所してもらうこともあります。
- ・風俗営業、夜の就労については認めません。
- ・ホームの利用料は自分で働いたお金から支払ってもらいます。給料日に必ず支払ってください。
- ・毎月の給料から自立のための貯金をします。給料から利用料を引いた残りの半分が目安です。

4.食事

- ・朝食は7時。夕食は19時です。皆でそろっていただきます。
- ・7時より早く出勤する場合は前日に、19時より遅く帰る場合は連絡しましょう。
- ・自分で使用した食器類は、それぞれ責任を持ってきれいに洗い、決められた場所に片づけましょう。

5.風呂

- ・入浴は、22時までとします。最後に使用した人が掃除をします。

6.洗濯

- ・共同利用の洗濯機が用意してあります。22時までを使用しましょう。
- ・終わったらすぐに干しましょう。

7.居室

- ・他の人の部屋には勝手に入りません。許しがあっても22時までとします。
- ・自分の部屋は自己管理し、整理整頓に心がけましょう。

8.触法行為の禁止

- ・喫煙、飲酒は禁止します。
- ・無免許運転は絶対だめ、運転免許の取得は職員に相談してください。
- ・自転車のルールも守りましょう。

9.門限

- ・ホームの門限は、21時です。翌日の仕事のことを考えて、必ず守りましょう。

10.電話

- ・私用は原則禁止します。緊急の場合は職員の許可を得て使用してください。
- ・個人使用は料金を徴収します。使用は22時までとします。
- ・携帯電話は、時間、場所、使用料金を考えて使いましょう。
- ・ホームでは全ての契約の保証人にはなりません。

11.その他

- ・外泊、親族等の宿泊、友人の入室等は別に定めています。規定の用紙に記入して、届けてください。

(1)外泊

・原則として、仕事の休日の前日とし、あらかじめ外泊届に必要事項（行き先・住所・連絡先）を記入して、ホーム長の許可を得てください。帰宅したら報告欄に必要事項を記入してください。長期の休み(ゴールデンウィーク、正月・盆休み等)には、連続した外泊を許可します。

- ・あなたの友人・知人宅等への宿泊は原則認めません。

(2)入室

・友人等をホームに入れる際は職員の許可を得てください。夕食が始まる前までに帰ってもらいましょう

(3)宿泊

- ・親兄弟・親族等の宿泊は原則認めません。友達の宿泊は認めません。

(4) 外 出

・外出は自由ですが、平日、休日共に21時までに帰ってきましょう。正しい生活リズムを持って仕事をして自立することがこのホームでの目的です。行き先、帰宅時間を必ず職員に伝えて出かけましょう（外出簿への記入）。

(5)退居時期については、施設長、職員と、よく話し合い、その時期を決めましょう。

- ・自室、借用しているものは当初の状態にして返します。故意に破損した場合は弁償します。